

〈期日指定定期預金規定〉

1. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（通帳（証書）記載の据置期間満了日）から通帳（証書）記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1ヵ月前までに通知をしてください。
この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1ヵ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1ヵ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満
通帳（証書）記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上
通帳（証書）記載の「2年以上」の利率
(以下「2年以上利率」といいます。)
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合および共通規定第2条第5項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、次の②乃至⑥の利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率とします。

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6ヵ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6ヵ月以上1年未満 | 2年以上利率×20% |
| ③ 1年以上1年6ヵ月未満 | 2年以上利率×30% |
| ④ 1年6ヵ月以上2年未満 | 2年以上利率×40% |
| ⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 | 2年以上利率×50% |
| ⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 | 2年以上利率×60% |

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (規定等の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

(2020年4月現在)